第十条の次に次の一条を加える。

（大臣補佐官）

第十条の二　復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2　大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

3　大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4　内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。

5　大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7　常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

附則第一条第三号から第五号までを削る。

附則第三条第一項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の項中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削り、「第六十一条の六第一項」を「第六十一条の七第一項」に、「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の八第一項」に改め、同表行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「

又は各省の内閣府令

」を「

内閣府又は内閣府令	内閣府、復興庁又は内閣府令、復興庁令

」に改め、同表構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の項、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の項、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の項及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の項中「

又は各省の内閣府令

」を「

内閣府又は内閣府令	内閣府、復興庁又は内閣府令、復興庁令

」に改め、同条第三項中「又は各省の内閣府令」を「内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令又は各省の内閣府令（告示を含む。）」を「

内閣府又は内閣府令又は省令	内閣府、復興庁又は内閣府令、復興庁令、復興庁令（告示を含む。）又は省令

」に改め、同条第三項中「又は各省の内閣府令」を「内閣府又は」に、「、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令」を「内閣府、復興庁又は」と、「又は省令」とあるのは「、復興庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

附則第十二条から第十四条までを次のように改める。

第十二条から第十四条まで　削除

（国家行政組織法の一部改正）

第七条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは」を「又は」に改める。

第十四条第二項中「示達する」を「示達をする」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（大臣補佐官）

第十七条の二　各省に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2　大臣補佐官は、その省の長である大臣の命を受け、特定の政策に係るその省の長である大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、その省の長である大臣を補佐する。

3　大臣補佐官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

4　大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

5　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

6　常勤の大臣補佐官は、在任中、その省の長である大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（総務省設置法の一部改正）

第八条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　設置（第八条）

第一款の二　退職手当・恩給審査会（第八条の二）」を「第一款　設置（第八条）」に改める。

第四条第一号から第十一号までを次のように改める。

一　恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

二　恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

三から九まで　削除

十　行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

十一　行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第四条第十三号中「独立行政法人通則法」の下に「（平成十一年法律第百三号）」を加える。

第六条第一項中「第四条第十号」を「第四条第十一号」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

本省に、地方財政審議会を置く。

第三章第二節第一款の二を削る。

第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第二項中「第四条第九号」を「第四条第十号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第九条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　常勤の大臣補佐官

第一条第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二　非常勤の大臣補佐官

第三条第二項各号列記以外の部分中「第一条第九号」の下に「、第十一号の二」を加え、同項第一号中「第一条第九号」の下に「又は第十一号の二」を加え、同条第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第一号中「第一条第九号」の下に「、第十一号の二」を加える。